

このページは、後見開始の申立ての場合はいりません。
 保佐開始の申立ての場合は必要なときだけ記載してください。
 補助開始の申立ての場合は必ず必要です。
 なお、代理権、同意権を決める場合は、必ず、本人の同意が必要です（本人が同意しているかどうかは、裁判所が本人に直接確認します。）。
 保佐、補助の代理権、同意権については、同封のパンフレット及び7ページ、8ページをお読みください。

保佐、補助とも、「代理権」、「同意権」のどちらか一方だけでも結構です。

※ このページは、後見開始の申立ての場合は不要です。
 保佐開始の申立ての場合は必要なときだけ記載してください。
 補助開始の申立ての場合は必ず記載してください。

(☐ 代理権 ☐ 同意権) 付与申立書

申 立 て の 趣 旨

下記の (☐ 代理権 ☐ 同意権) を付与するとの審判を求める。

※ 付与される代理権は必要最小限のものに限られます。

※ 付与の前提として、本人の同意が必要です。

別紙の「代理行為目録」(見本では28ページ)をお使いください。

☒ 別紙代理行為目録記載のとおり

☐ 下記のとおり

保佐人には、民法13条1項記載の同意権は、あらかじめ付与されています。それ以外の同意権を定めたい場合に記載ください。

民法13条1項記載の事項とは、補助用の「同意行為目録」(見本では29ページ)記載の事項です。

別紙の「同意行為目録」(見本では29ページ)をお使いください。

代
理
権

保
の
場
合

意
補
助
の
場
合

※ 民法13条1項以外の事項につき記載ください。

☒ 別紙同意行為目録(補助用)記載のとおり

このページは、後見開始の申立ての場合はいりません。

代理権が必要な
事項について、
□にチェックをつ
けてください。

(保佐，補助用)

代 理 行 為 目 録

別紙

1 財産管理関係

・ 不動産関係

- ☒ ① 本人の不動産に関する取引（☒ 売却 ☐ 賃貸 ☐ _____
☐ ② 他人の不動産に関する（☐ 購入 ☐ 借地 ☐ 借家）契約の締結・変更・解除
☐ ③ 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除

・ 預貯金等金融関係

- ☒ ① 預貯金に関する金融機関等との一切の取引（解約・新規口座の開設を含む。）
☐ ② その他の本人と金融機関との取引（☐ 貸金庫取引 ☐ 保護預かり取引 ☐ 証券取引
☐ 為替取引 ☐ 信託取引 ☐ _____）

・ 保険に関する事項

- ☐ ① 保険契約の締結・変更・解除
☐ ② 保険金の請求及び受領

・ その他

- ☐ ① 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続き（☐ 家賃，地代
☐ 年金・障害手当金その他の社会保障給付 ☐ _____）
☐ ② 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続（☐ 家賃，地代
☐ 公共料金 ☐ 保険料 ☐ ローンの返済金 ☐ その他 _____）

2 相続関係

- ☒ ① 相続の承認・放棄
☐ ② 贈与，遺贈の受諾
☐ ③ 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
☐ ④ 遺留分減殺の請求

3 身上監護関係

- ☐ ① 介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払
☐ ② 要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て
☒ ③ 福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）
の締結・変更・解除及び費用の支払
☐ ④ 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払

4 登記・税金・訴訟

- ☐ ① 税金の申告・納付
☐ ② 登記・登録の申請
☐ ③ 本人に帰属する財産に関して生ずる紛争についての訴訟行為
(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)
(※保佐人又は補助人が当該訴訟行為について訴訟代理人となる資格を有する者であるとき。)
☐ ④ 訴訟行為(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)について，当該行為につき
訴訟代理人となる資格を有する者に対し授權をすること

5 証券等の保管

- ☒ ① 登記済権利証・登記識別情報
☐ ② 実印・銀行印・印鑑登録カード
☐ ③ 株券の保護預かり取引等に関する事項

6 その他

- ☐ ① 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
☐ ② 以上の各事務に関連する一切の事項

※民法上，代理行為を特定するべきことになっていますので，「本人の不動産，動産等に関する管理・処分」といった包括的代理権の付与は許されません。

ご注意：
付与される代理権
は，必要最低限な
ものに限られます。
また，必ず，その
代理権を付与する
ことに，本人の同
意が必要です。

このページは、後見開始の申立て、保佐開始の申立ての場合はいりません。

同意権が必要な事項について、
□にチェックをつけてください。

(補 助 用)

同 意 行 為 目 録

別紙

(民 法 1 3 条 1 項 各 号 所 定 の 行 為)

- ☐ 1 元本の領収又は利用 (1号)
 - ☐ (1) 預貯金の払戻し
 - ☐ (2) 債務弁済の受領
 - ☐ (3) 金銭の利息付貸付け
- ☐ 2 借財又は保証 (2号)
 - ☐ (1) 金銭消費貸借契約の締結(貸付けについては1又は3にも当たる。)
 - ☐ (2) 債務保証契約の締結
- ☐ 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為 (3号)
 - ☐ (1) 本人の所有の土地又は建物の売却
 - ☐ (2) 本人の所有の土地又は建物についての抵当権の設定
 - ☐ (3) 贈与又は寄付行為
 - ☐ (4) 商品取引又は証券取引
 - ☒ (5) 通信販売(インターネット取引を含む)又は訪問販売による契約の締結
 - ☒ (6) クレジット契約の締結
 - ☐ (7) 金銭の無利息貸付け
 - ☐ (8)
- ☐ 4 訴訟行為 (4号)

(相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。)
- ☐ 5 和解又は仲裁行為 (5号)
- ☐ 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割 (6号)
- ☐ 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認 (7号)
- ☐ 8 新築、改築、増築又は大修繕 (8号)
- ☐ 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借 (9号)

ご注意：
付与される同意権は、必要最低限なものに限られます。
また、必ず、その同意権を定めることに、本人の同意が必要です。